

| 災害の種類    | 支払割合     | 免責金額         | 大規模災害の支払限度額     |                  |
|----------|----------|--------------|-----------------|------------------|
|          |          |              | 1回の事故の<br>支払限度額 | 同一年度内の<br>限度額の有無 |
| 火災       | 100分の100 | 無し           | 無し              | 無し               |
| 落雷       |          |              | *2億円            |                  |
| 破裂・爆発    |          |              |                 |                  |
| 物体の落下    |          | 損害額<br>5万円未満 | 無し              |                  |
| 車両の衝突    |          |              |                 |                  |
| 騒じょう     |          |              |                 |                  |
| 破壊行為     | 100分の50  |              | 2億円             | 有り               |
| 風災・水災・雪災 |          |              |                 |                  |
| 土砂崩れ     |          |              |                 |                  |

\*住宅物件基率適用のものを除きます。

#### 第7節 他の契約がある場合の支払額（規程第9条）

本会の建物総合損害共済に委託契約されている物件が損害保険会社や他の共済団体にも競合して契約されている場合は、災害共済金の支払方法について、他の損害保険会社等との調整が必要となる場合がありますので、本会地区事務局に御連絡ください。

#### 第8節 第三者が負担した額がある場合の支払額（規程第10条）

委託物件に生じた損害について、第三者（加害者）がいる場合には、加害者から既に委託団体が回収した金額（以下「回収金」といいます。）により委託団体の損害額が全額支払われたときは、本会は災害共済金を支払うことができません。回収金の額が委託団体の損害を満たさない場合は、本会は、災害共済金をお支払いします。この場合の災害共済金額の計算は、規程に定めたとおりです。